

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分 個人・ 法人の別	行番号	総 数 (イ) (人)	(1)	(2)	(3)
			法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)	
個人	9 0 1 0	12 4,999	21 3,353	30 1,646	38
法人	0 2 0	9,721	5,588	4,133	
合 計	0 3 0	14,720	8,941	5,779	

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 0 8

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 東京都

市町村名 八王子市

種類			行番号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳 課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)(千円)	(4) (イ) 以外のもの(ロ)(千円)
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12	84,586,813	25 84,485,491	38 175,771	51 84,309,720 63
	機械及び装置	0 2 0		69,856,363	68,429,662	395,182	68,034,480
	船舶	0 3 0		6,975	6,975		6,975
	航空機	0 4 0			0		
	車両及び運搬具	0 5 0		1,616,564	1,616,542	38	1,616,504
	工具、器具及び備品	0 6 0		64,570,341	64,483,056	69,091	64,413,965
	小計(ハ)	0 7 0		220,637,056	219,021,726	640,082	218,381,644
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したものの(ホ)	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0		103,417,323	99,924,346		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0		1,282,756	1,282,756		
	小計(ニ)	1 0 0		104,700,079	101,207,102		
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)				325,337,135	320,228,828		
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0			320,228,828		
	道府県分の額	1 4 0					

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 1 8

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名 東京都

市町村名 八王子市

種類			行番号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
市 町 村 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構築物	9 0 1 0	12	7,868,802	25 7,868,802	38	51	7,868,802 ⁶³
	機械及び装置	0 2 0		722,291	713,873			713,873
	船舶	0 3 0			0			
	航空機	0 4 0			0			
	車両及び運搬具	0 5 0		28,560	28,560			28,560
	工具、器具及び備品	0 6 0		1,641,203	1,641,203			1,641,203
	小計(ハ)	0 7 0		10,260,856	10,252,438	0		10,252,438
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0						
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0						
	小計(ニ)	1 0 0		0	0			
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)								
同内	市町村分の額	1 3 0			10,252,438			
	道府県分の額	1 4 0						

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 2 8

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 東京都

市町村名 八王子市

種類			行番号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		(4)
市 町 村 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構築物	9 0 1 0	12	76,718,011	25 76,616,689	38 175,771	51 76,440,918	63
	機械及び装置	0 2 0		69,134,072	67,715,789	395,182		67,320,607
	船舶	0 3 0		6,975	6,975			6,975
	航空機	0 4 0			0			
	車両及び運搬具	0 5 0		1,588,004	1,587,982	38		1,587,944
	工具、器具及び備品	0 6 0		62,929,138	62,841,853	69,091		62,772,762
	小計(ハ)	0 7 0		210,376,200	208,769,288	640,082		208,129,206
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0		103,417,323	99,924,346			
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0		1,282,756	1,282,756			
	小計(ニ)	1 0 0		104,700,079	101,207,102			
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)		1 1 0						
同内	市町村分の額	1 2 0		315,076,279	309,976,390			
	道府県分の額	1 3 0			309,976,390			

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

法 第 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				課税標準(B) の特例率(C)	(B)	(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				25	27	29	
第 1 項 (新線構築物)	9 0 1 0	12			1	3	
	0 2 0				2	3	
	0 3 0				1	6	
	0 4 0				1	3	
第 2 項 (ガス事業用資産)	0 5 0		56,027		1	3	18,675
	0 6 0		9,626		2	3	6,417
第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0				1	2	
第 4 項 (外航船舶)	0 8 0				1	6	
	0 9 0				1	4	
第 5 項 (内航船舶)	1 0 0				1	2	
第 6 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0				1	6	
第 7 項 (国際路線用航空機)	1 2 0				1	5	
	1 3 0				1	10	
	1 4 0				2	15	
第 8 項 (離島路線用航空機)	1 5 0				1	3	
	1 6 0				2	3	
	1 7 0				1	4	
第 9 項 (日本放送協会)	1 8 0		62,758		1	2	31,379
第 10 項 (日本原子力開発機構)	1 9 0		5,138		1	3	1,713
	2 0 0				2	3	
第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0				1	6	
	2 2 0				1	3	

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格		課税標準		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
			(A)	(千円)	(B)	(C)	
第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12		25	27	29
		2 4 0			1	18	
		2 5 0			1	9	
		2 6 0			1	36	
	③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 7 0			1	18	
		2 8 0			1	10	
		2 9 0			2	3	
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	3 0 0			5	6	
		3 1 0			1	6	
		3 2 0			1	3	
		3 3 0			1	3	
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	3 4 0			2	3	
		3 5 0			1	3	
	第 16 項 (海洋研究開発機構)	3 6 0			2	3	
		3 7 0			1	2	
	第 17 項 (水資源機構)	3 8 0			3	4	
		3 9 0			1	4	
第 18 項	①(特定地方交通線)	4 0 0			1	12	
		4 1 0			1	6	
		4 2 0			1	24	
		4 3 0			1	12	
		4 4 0			1	6	
	④(河川事業鉄軌道用資産)	4 5 0			5	24	
		4 6 0			1	24	
		4 7 0			1	12	
		4 8 0			3	20	
	⑤(変・送電用資産)						

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				課税標準 (B) の特例率 (C)		課税標準 (B) (C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)			
				(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(D)	(C)	(千円)
第 19 項 (新エリギー・産業技術総合開発機構)		9 4 9 0	12 17,901	25	27	29 5,967					
		5 0 0			2	3					
第 20 項 (科学技術振興機構)		5 1 0		102,795	1	2					51,397
第 22 項 (新関西国際空港(株))		5 2 0			1	2					
第 23 項 (信用協同組合等)		5 3 0			3	5					
第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))		5 4 0			3	5					
第 25 項 (中部国際空港(株))		5 5 0			1	2					
第 26 項 (外国貿易用コンテナー)		5 6 0			4	5					
第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 7 0				1	3				
第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 8 0				1	3				
第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 9 0				1	3				
第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)		6 0 0				1	2				
第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)		6 1 0				1	3				
		6 2 0				2	3				
(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)		6 3 0				1	2				
第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)		6 4 0				1	3				
		6 5 0				2	3				
第 33 項 (世界遺産)		6 6 0				1	3				
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)		6 7 0				1	2				
合 計		6 8 0	254,245		-	-					115,548

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 4 8

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				(B)	(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
旧第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25	27	3	29	
	0 2 0			2	3		
	0 3 0			3	5		
旧第2項 (変電所・電気事業用)	0 4 0			3	4	29	
	0 5 0			2	3		
	0 6 0			5	6		
	0 7 0			—	—		
旧第13項 (ガス事業用資産)	0 8 0			1	3	29	
	0 9 0			2	3		
	1 0 0			1	2		
	1 1 0			1	3		
旧第18項 (熱供給事業用資産)	1 2 0			1	6	29	
	1 3 0			1	3		
	1 4 0			1	2		
	1 5 0			1	2		
旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	1 6 0			1	3	29	
	1 7 0			1	6		
	1 8 0			1	2		
	1 9 0			1	3		
旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	2 0 0			1	6	29	
	2 1 0			1	2		
	2 2 0			1	3		
	2 3 0			1	6		
旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	2 4 0			1	2	29	
	2 5 0			1	2		
	2 6 0			1	3		
	2 7 0			1	6		
旧第25項 (日本電気計器検定所)	2 8 0			1	2	29	
	2 9 0			1	3		
	2 0 0			1	6		
	2 1 0			1	2		
旧第26項 (日本消防検定協会)	2 2 0			1	3	29	
	2 3 0			1	6		
	2 4 0			1	2		
	2 5 0			1	3		
旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 6 0			1	6	29	
	2 7 0			1	2		
	2 8 0			1	3		
	2 9 0			1	6		
旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 0 0			1	2	29	
	2 1 0			1	3		
	2 2 0			1	6		
	2 3 0			1	2		
旧第29項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 4 0			1	3	29	
	2 5 0			1	6		
	2 6 0			1	2		
	2 7 0			1	3		
旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 8 0			1	6	29	

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 4 8

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準(B) の特例率(C)		(3) 課税標準額(D) (A) × (B) (C) (千円)	
			(A)	(千円)	(B)	(C)	(C) (千円)	
			9 2 9 0	12	25	1	29	
旧 第 32 項 (高圧ガス保安協会)		3 0 0			1	3		
		3 1 0			1	6		
旧 第 32 項 (自動車安全運転センター)		3 2 0			1	3		
		3 3 0			1	6		
旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		3 4 0			1	2		
旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)		3 5 0			2	3		
		3 6 0			1	2		
		3 7 0			1	6		
合 計		3 8 0	0		-	-	0	

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格		課税標準		課税標準額 (A) × (B) (千円)	(4) (C) (千円)	
			(A) (千円)	(B)	特例率 (C)	(D)			
法附則第十五条	第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12	25	1 27	29		
			0 2 0		3	4			
	第2項(公共の危害防止施設等)		0 3 0		1	2			
			0 4 0	11,689	2	3	7,792		
			0 5 0	2,339	1	3	780		
			0 6 0	11,959	3	4	8,969		
			0 7 0	12,495	1	6	2,082		
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 8 0		1	2			
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 9 0	189,526	3	4	142,145		
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 0 0		—	—			
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 1 0		—	—			
第3項(国内路線用航空機)			1 2 0		2	5			
			1 3 0		1	4			
			1 4 0		3	8			
			1 5 0		2	3			
	第4項(沖縄電力㈱)		1 6 0		2	3			
	第5項(大規模地震防災応急対策用資産)		1 7 0		2	3			
	第6項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		1 8 0		2	3			
第7項(低公害車燃料等供給施設)			1 9 0		1	2			
			2 0 0		3	4			
			2 1 0		5	6			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「—」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づづき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格		課税標準		課税標準額 (A) × (B) (千円)	(4) (C) (千円)	
			(A)	(千円)	の特例率 (B)	率 (C)			
法附則第十八条	第8項(国際船舶)		9 2 2 0	12	25	1 27	18 29		
	(うち特定船舶適用分)		2 2 3 0			1 36			
	①(特定鉄道事業譲受資産)		2 2 4 0			1 2			
	②(新線構築物)		2 2 5 0			1 6			
	③(立体交差化施設)		2 2 6 0			1 3			
	④(河川事業鉄軌道用資産)		2 2 7 0			1 12			
			2 2 8 0			1 6			
	⑤(変・送電用資産)		2 2 9 0			1 3			
			3 3 0 0			5 12			
			3 3 1 0			1 12			
			3 3 2 0			1 6			
			3 3 3 0			3 10			
	第10項(鉄道車両安全向上設備)		3 3 4 0			1 3			
	第11項(低床車両)		3 3 5 0			1 3			
	第12項(新造改良車両(鉄道事業))		3 3 6 0			2 3			
			3 3 7 0			3 5			
			3 3 8 0			3 4			
法附則第十五条	第13項(PFI公共施設)		3 3 9 0			1 2			
	第14項(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		4 4 0 0			- -			
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		4 4 1 0			- -			
	第15項(都市鉄道施設)		4 4 2 0			2 3			
	第16項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)		4 4 3 0			1 2			
			4 4 4 0			3 5			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づづき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格		課税標準		課税標準額 (A) × (B) (千円)	(4) (C) (千円)
			(A)	(千円)	の特例率 (B)	率 (C)		
法 附 則 第 十 五 条	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9 4 5 0	12		25	1 27 4	29	
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4 4 6 0				1 2		
		4 4 7 0				2 3		
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 4 9 0				1 2		
		5 5 0 0				2 3		
	(津波対策に資する港湾施設等)							
	第 21 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 1 0				- -		
	(津波避難施設等) 第 23 項 (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 5 2 0				- -		
	(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 5 3 0				- -		
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5 5 4 0				2 3		
法 附 則 第 十 五 条	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 5 0				2 3		
	(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 6 0				3 4		
	(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 7 0				3 4		
	(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 8 0				2 3		
	(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 9 0				1 2		
	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 0 0				3 4		
	(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 1 0				2 3		
	(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 2 0				1 2		
	(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 3 0				1 2		
	(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 4 0				2 3		
	(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 5 0				6 7		
第 26 項 (鉄道耐震補強設備)		6 6 6 0				2 3		
第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)		6 6 7 0				2 3		
第 28 項 (浸水防止用設備)		6 6 8 0				2 3		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づづき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)		課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)	(4)
				特例率 (B)	率 (C)		
法附則第十五条	第 29 項 (協定特定港湾施設)	9 6 9 0	12	25	1 2	29	
		7 0 0		5	6		
		7 1 0		2	3		
	第 30 項 (無電柱化)	7 2 0	41,618	1	2	20,809	
		7 3 0	4,106	3	4	3,079	
	第 33 項 (地域福利増進事業)	7 4 0		2	3		
		7 5 0		3	4		
	第 34 項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 6 0		1	2		
	第 35 項 (認定就農者)	7 7 0		2	3		
	(滞在快適性等向上施設)	7 8 0		—	—		
	第 37 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)						
	第 38 項 (ローカル 5G)	7 9 0		1	2		
	第 39 項 (シェアサイクルポート)	8 0 0		3	4		
	(雨水貯留浸透施設)	8 1 0		—	—		
	第 40 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 2 0		2	3		
第43項	第 42 項 (カーポンニュートラルポート)	8 3 0	386,155	1	2	193,078	
	(先端設備等) R5.4.1～R7.3.31取得	8 4 0	32,073	1	2	16,037	
	「830行」のうち、R5.4.1～R6.1.1取得	8 5 0	354,082	1	2	177,041	
	(貸上げ目標設定事業者) R5.4.1～R7.3.31取得	8 6 0	414,096	1	3	138,032	
	「860行」のうち、R5.4.1～R6.1.1取得	8 7 0	82,176	1	3	27,392	
	「860行」のうち、R6.1.2～R7.1.1取得	8 8 0	331,920	1	3	110,640	
	(貸上げ目標設定事業者) R7.4.1～R9.3.31取得	8 9 0		1	2		
	(貸上げ目標設定事業者) R7.4.1～R9.3.31取得	9 0 0		1	4		
	第 44 項 (道路運送高度化事業)	9 1 0		1	3		
	第 45 項 (鉄道豪雨対策) (JR本州 3 社)	9 2 0		3	4		
合 計		9 3 0	1,073,983	—	—	516,766	
		9 4 0					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「—」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

法 附 則 第 十 五 条	区分	行番号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (4)	
			(A) (千円)	(B)	(B)		(A) × (B) (D)	(C) (千円)
					(C)	(C)		
旧第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12		25	27	29	
旧第3項(公害防止設備)		0 2 0			3	5		
旧第5項(公共危害防止構築物)		0 3 0			1	3		
		0 4 0			2	3		
		0 5 0			3	4		
		0 6 0			1	2		
旧第6項(公害防止優良更新施設)		0 7 0			3	5		
		0 8 0			1	2		
		0 9 0			1	3		
旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)		1 0 0			1	2		
		1 1 0			2	3		
旧第7項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		1 2 0			2	3		
		1 3 0			5	6		
旧第8項(雨水貯留浸透施設)		1 4 0			3	5		
		1 5 0			2	3		
		1 6 0			1	2		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 7 0			-	-		
旧第14項(旧国際電信電話㈱)		1 8 0			3	5		
		1 9 0			1	2		
旧第14項(新造車両(流通業務))		2 0 0			2	3		
		2 1 0			3	5		
旧第15項(地方卸売市場)		2 2 0			4	5		
		2 3 0			3	4		
旧第17項①(立体交差化施設)		2 4 0			1	6		
②(旧交納付金法附則第19項)		2 5 0			-	-		
③(旧交納付金法附則第20項)		2 6 0			-	-		
旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)		2 7 0			1	2		
旧第20項(水力発電施設の魚道)		2 8 0			2	3		
旧第20項(スーパー中枢港湾)		2 9 0			1	2		
旧第21項(国立大学校舎)		3 0 0			1	2		

*地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分		行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				(B)	(C)	(B)	(C)	(A)	×	(B)	(D)
法附則第十五条	旧 第 29 項 (旧交納付金法附則第17項)	9 3 1 0	12	25	27	29					
	旧 第 32 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 2 0		23,303	1	3					7,768
	旧 第 33 項 (帰還環境整備推進法人)	3 3 0			1	3					
	旧 第 36 項 (公共荷さばき施設)	3 4 0			1	2					
	旧 第 36 項 (対象特定電気通信設備)	3 5 0			3	4					
	旧 第 37 項 (一般廃棄物処理施設)	3 6 0			1	2					
		3 7 0			1	4					
	旧 第 37 項 (立地誘導促進施設)	3 8 0			2	3					
合 計		3 9 0	23,303	—	—	—					7,768

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 東京都

市町村名 八王子市

法 附 則 第 十 五 条 の 二	区 分	行番号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額	
			(A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(A) × (B) (D)	
				(B)	(C)	(C) (千円)		
第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		9 0 1 0	12		25	27	29	
①(JR北海道・四国に係る特例)		0 2 0			1	2		
JR 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	第 二 項	②(新線構築物)	0 3 0		1	6		
		0 4 0			1	3		
		③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12		
		0 6 0			1	6		
		④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0		1	12		
		0 8 0			1	6		
		⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0		1	12		
		⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0		1	36		
		1 1 0			1	18		
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0		1	72		
		1 3 0			1	36		
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0		1	20		
		⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0		1	3		
		1 6 0			5	12		
		1 7 0			1	12		
		1 8 0			1	6		
		⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0		1	6		
		⑪(変・送電用資産)	2 0 0		3	10		
		⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0		1	3		
		2 2 0			3	10		
		⑬(鉄道耐震補強設備)	2 3 0		1	3		
		⑭(鉄道豪雨対策)	2 4 0		3	8		
		⑮(鉄道豪雨対策 (JR本州3社))	2 5 0		1	3		

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき)

都道府県名 東京都

市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準(B) の特例率(C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
				(1)	(2)	(3)	(4)
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2 6 0	12	25	27	29	
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 7 0		-	-		
	③(J R 北海道・四国に係る特例)	2 8 0		3	10		
	④(J R 北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 9 0		-	-		
法附則第16条の2	第11項(令和2年7月豪雨 被災代替償却資産)	3 0 0		1	2		
法附則第16条の2	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替償却資産)	3 1 0		1	2		
法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	3 2 0		1	3		
法附則第16条の3	旧第11項(平成30年7月豪雨 被災代替償却資産)	3 3 0		1	2		
合計		3 4 0	0	-	-	0	

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条、法附則第56条の2等)

都道府県名 東京都

市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)		課税標準額 (D) (千円)
				特例率 (C)	× (B) (C)	
法附則第56条	第12項(東日本大震災)	9 0 1 0	12	25	27	29
	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	9 0 2 0			1 2	
法附則第五十六条の二	旧第3項(被災代替鉄道施設等)	9 0 3 0			2 3	
	旧第4項①(被災特定地方交通線)	9 0 4 0			1 4	
	②(新線構築物)	9 0 5 0			1 6	
	③(新線立体交差化施設)	9 0 6 0			1 12	
	④(河川事業鉄軌道用資産)	9 0 7 0			5 24	
	⑤(新型コロナ先端設備等) R3.4.1～R5.3.31取得分	9 0 8 0			1 12	
合計		9 1 0 0	903,881	0	0	0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 7 8 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分	行番号	納税義務者数(人)	(1)		(2)	
			課税標準額	(千円)	課税標準額	(千円)
150万円未満のもの	9 0 1 0	12	8,941	21	33	3,757,679
150万以上160万円未満のもの	9 0 2 0	12	168	21	33	260,141
160万以上170万円未満のもの	9 0 3 0	12	148	21	33	244,788
170万以上180万円未満のもの	9 0 4 0	12	152	21	33	265,684
180万以上190万円未満のもの	9 0 5 0	12	115	21	33	212,902
190万以上200万円未満のもの	9 0 6 0	12	121	21	33	235,402
200万以上250万円未満のもの	9 0 7 0	12	555	21	33	1,242,148
250万以上300万円未満のもの	9 0 8 0	12	439	21	33	1,199,301
300万以上1,000万円未満のもの	9 0 9 0	12	2,132	21	33	11,800,836
1,000万以上2,000万円未満のもの	9 1 0 0	12	768	21	33	10,791,046
2,000万以上3,000万円未満のもの	9 1 1 0	12	302	21	33	7,341,344
3,000万以上1億円未満のもの	9 1 2 0	12	546	21	33	29,239,224
1億円以上のもの	9 1 3 0	12	333	21	33	257,396,012
計	9 1 4 0	12	14,720	21	33	323,986,507
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	11	21	33	99,924,346
		知事配分分	1	21	33	1,282,756
	法 第 743 条 関 係			21	33	

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (個人分)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分	行番号	納税義務者数(人)	(1)	(2)
150万円未満のもの	90100	12	3,353	21 33 1,641,654
150万以上160万円未満のもの	90200	12	87	21 33 134,655
160万以上170万円未満のもの	90300	12	62	21 33 102,592
170万以上180万円未満のもの	90400	12	59	21 33 103,067
180万以上190万円未満のもの	90500	12	58	21 33 107,325
190万以上200万円未満のもの	90600	12	53	21 33 103,031
200万以上250万円未満のもの	90700	12	243	21 33 540,040
250万以上300万円未満のもの	90800	12	173	21 33 472,644
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12	670	21 33 3,608,959
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12	165	21 33 2,278,705
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12	32	21 33 807,232
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12	43	21 33 1,860,315
1億円以上のもの	91300	12	1	21 33 133,873
計	91400	12	4,999	21 33 11,894,092
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	91500	12
		知事配分分	91600	12
	法 第 743 条 関 係		91700	12

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 8 1 8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	9010	12 5,588	21 2,116,025 ³³
150万以上160万円未満のもの	9020	12 81	21 125,486 ³³
160万以上170万円未満のもの	9030	12 86	21 142,196 ³³
170万以上180万円未満のもの	9040	12 93	21 162,617 ³³
180万以上190万円未満のもの	9050	12 57	21 105,577 ³³
190万以上200万円未満のもの	9060	12 68	21 132,371 ³³
200万以上250万円未満のもの	9070	12 312	21 702,108 ³³
250万以上300万円未満のもの	9080	12 266	21 726,657 ³³
300万以上1,000万円未満のもの	9090	12 1,462	21 8,191,877 ³³
1,000万以上2,000万円未満のもの	9100	12 603	21 8,512,341 ³³
2,000万以上3,000万円未満のもの	9110	12 270	21 6,534,112 ³³
3,000万以上1億円未満のもの	9120	12 503	21 27,378,909 ³³
1億円以上のもの	9130	12 332	21 257,262,139 ³³
計	9140	12 9,721	21 312,092,415 ³³
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 9150	12 11
	知事配分分 9160	12 1	21 1,282,756 ³³
	法 第 743 条 関 係 9170	12	21 99,924,346 ³³